

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第12回)

平成18年5月19日

公正取引委員会事務総局

競争当局が違反行為類型を定める他国の競争法

米国：連邦取引委員会法 18 条(a) (1) (B)

- 連邦取引委員会は、F T C 法 5 条(a)(1)で違法とされている「不公正な又はぎまんの行為又は慣行」を明定する (define with specificity) 規則を制定することができる。この規則には、「不公正な又はぎまんの行為又は慣行」を防止する目的で制定される要件を含むことができる。
- F T C は、規則違反を差し止める権限を有する (F T C 法 5 条(a)(2)) とともに、F T C 自らが民事罰 (1 万ドル以下の civil penalty) の賦課を求める訴訟を連邦地裁に提起することができる (F T C 法 5 条(m)(1) (A))。
- 現在制定されている規則の例
 - フランチャイズ規則 (Disclosure Requirements and Prohibitions Concerning Franchising and Business Opportunity Ventures)
 - ◇ 加盟者募集の際、一定事項 (例：加盟金、加盟店数、加盟店の連絡先電話番号) を記載した書面を交付することをフランチャイザーに義務付けること等
 - 葬儀業規則 (Funeral Industry Practices)
 - ◇ 販売又は申し込みの際、一定事項 (例：遺体の防腐処置料、遺体の搬送費用) に関する正確な価格情報の提供を葬儀業者に義務付けること等
 - 電話勧誘販売規則 (Telemarketing Sales Rule)
 - ◇ 電話勧誘販売の際、顧客の代金支払前に、一定事項 (例：料金、購入数量、払戻しが不可の場合にはその旨) を明確に開示することを義務付けること等

不公正な取引方法に関する判例

不公正取引全般

1 指定制度の趣旨

和光堂(株)による審決取消請求事件(昭和50年7月10日最高裁判決)

「…昭和二八年法律第二五九号による法二条改正の経緯及びその趣旨等に徴すれば、同条七項が特殊指定のみを被上告委員会に委任したものでないことは明らかであり、法七一条が特殊指定についてあらかじめ公聴会を開くべきこと等を定めていることは、特殊指定以外のものを否定する根拠となるものではない。そして、現行の一般指定は、法二条七項各号に定められた各行為類型をより個別的・具体的に特定しているのであり、流動する経済情勢のもとですべての事業分野に一般的に適用することを予定したものとしては、右の程度に特定されていれば法の委任の趣旨に反するものとはいえない。また、所論違憲の主張は、法二条七項が白紙委任規定であることを前提とするものであるが、同条項による委任の範囲が実質的に限定されていることは規定上明らかであるから、所論は前提を欠くというべきである。」

2 「正当な理由」の判断基準

和光堂(株)による審決取消請求事件(昭和50年7月10日最高裁判決)

「…法が不公正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の「不当に」とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきものであり、また、右四号の規定を具体化した一般指定八は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における競争を阻害することとなる点に右の不当性を認め、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で「正当な理由がないのに」との限定を付したものと解すべきである。したがって、右の「正当な理由」とは、専ら公正な競争秩序維持の見地からみた観念であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことをいうものであり、単に通常の意味において正当のごとくみえる場合すなわち競争秩序の維持とは直接関係のない事業経営上又は取引上の観点等からみて合理性ないし必要性があるにすぎない場合などは、ここにいう「正当な理由」があるとすることはできないのである。」

上告人の再販売価格維持行為には「正当な理由」がないと判示。

デジコン電子(株)による損害賠償等請求事件(平成9年4月9日東京地裁判決)

「共同の取引拒絶行為であっても、正当な理由が認められる場合は、不公正な取引方法に該当しないと解される(一般指定1項)。
(中略)したがって、本件は、被告組合がエアースoftガンの安全に関する品質基準を設けて、これに合致しない商品の取扱いを中止するよう問屋及び小売店に要請したという事案であるから、本件自主基準設定の目的が、競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が右自主基準の設定目的を達成するために合理的なものである場合には、正当な理由があり、不公正な取引方法に該当せず、独禁法に違反しないことになる余地があるというべきである。」

本件では、原告の行為は、原告の自主基準の設定目的達成のための実施方法として相当なものであるとは到底いえないとされ、正当な理由があるとはいえないと判示。

3 「不当に」の判断基準

東芝エレベータテクノス(株)に対する損害賠償請求控訴事件(平成5年7月30日大阪高裁判決)

「…商品の安全性の確保は、直接の競争の要因とはその性格を異にするけれども、これが一般消費者の利益に資するものであることはいうまでもなく、広い意味での公益に係わるものというべきである。したがって、当該取引方法が安全性の確保のため必要であるか否かは、右の取引方法が「不当に」なされたかどうかを判断するに当たり、考慮すべき要因の一つである。」

本件では、控訴人の行為がなければエレベーターの安全性を確保できないと認めるべき証拠は存しないことに帰するから、控訴人の取引方法には、独占禁止法上の正当性や合理性はないと判示。

(有)アキヨ・ワールドによる損害賠償請求控訴事件(平成14年12月5日東京高裁判決)

「・・・被控訴人の本件の一連の対応は、前記のような販売システムを構築し、それに基づく販売網を有する被控訴人会社において、その相手方である控訴人が被控訴人会社以外に容易に取引先を見出し得ないような事情の下に、取引の相手方の事業活動を困難に陥らせる以外に格別の理由がなく、取引を拒絶したというべきであり、独占禁止法19条、公正取引委員会告示15号(一般指定)2項の不当な取引拒絶に該当するおそれがあり、独占禁止法19条の不公正な取引方法に該当する可能性が高い。」

本件では、被控訴会社が取引を拒絶したのは、不法行為に当たると判示。

(株)関野商事ほかによる差止請求訴訟事件(平成17年5月31日東京高裁判決)

「本件においては、一般家庭顧客に対するLPガスの小売販売価格についての差別対価が問題となることから、小売業者の間での公正競争を阻害するおそれの有無が問題となる。

ところで、自己の商品・役務をどのような価格で販売するかは、商品・役務の品質決定とともに、本来的には、市場における需要動向、自らの生産性、同業者の価格設定等を踏まえた当該事業者の自由な販売戦略に委ねられているものであり、このような個々の事業者の活動を通じて市場における競争の活性化がもたらされ、消費者利益の増大が図られるものと解される。そうすると、売り手段階における差別対価が公正競争を阻害するものであるか否かは、以上のような価格を通じた業者間の能率競争を確保するとの法の趣旨に鑑みるならば、結局のところ、当該売り手が自らと同等あるいはそれ以上に効率的な業者が市場において立ちいかなくなるような価格政策を採っているかどうかにより判断されることとなるものと解すべきである。そして、このような公正競争阻害性の認定に当たっては、市場の動向、供給コストの差、当該小売業者の市場における支配力、価格差を設けた主観的意図等を総合的に勘案することとなるが、市場において価格差が存在することは、業者間の能率競争が行われていることや市場における需給調整が機能していることの現れとみることができるから、同一業者の供給する商品・役務に存在する価格差が不当廉売を含むことが明らかな場合は格別、そうでない事案においては、小売業者による需要の動向や供給コストの差に応じた価格決定を萎縮させ、価格の硬直化と市場の需給調整力の減衰を招くことのないよう慎重に認定を行う必要がある。

ところで、控訴人らは、差別対価の公正競争阻害性について、差別対価は不当廉売の一類型ではないから、当該売り手が自らと同等あるいはそれ以上に効率的な業者が市場において立ち行かなくなるような価格政策をとっているか否かを基準に判断することは相当でなく、公正競争阻害性の認定に当たって問題となる価格政策は、合理的な理由のない価格差のある二重価格体系と、高い方の価格を維持したまま、拡販のために低い価格を提示し、顧客を奪取しようとする価格政策であり、顧客を奪取される競争事業者の効率性を問題とすることは誤りであり、また、原価割れを必ずしも要件としないと主張する。

しかし、同じ商品・役務であっても、その価格は地域性や相手方の諸要素によっても異なりうるから、地域や相手方によって価格が異なること自体が当然に違法となるものではなく、それ故、一般指定3項においても、「不当な」差別対価が禁止されているところである。そして、不公正な取引方法の一として差別対価を禁止する独占禁止法の趣旨は、上記のように価格を通じた業者間の能率競争を確保することであり、そこで、不当な差別対価とは、このように価格を通じた能率競争を阻害するものとして、公正競争阻害性が認められる価格を言うことと解されるから、不当な差別対価であるかどうかは、当該売り手が自らと同等あるいはそれ以上に効率的な業者(競争事業者)が市場において立ち行かなくなるような価格政策を採っているか否かを基準に判断するのが相当である。そして、ここに競争

事業者とは、能率競争に参加している競争単位をいうから、当該売り手が達成可能な利益を生む出すことができる価格に対抗可能な価格を設定することができる効率的な競争単位をいうと解すべきであるので、競争事業者の効率性も当然考慮すべきであり、また、不当な差別対価に当たるかどうかの判断においては、原価割れの有無がその要素になるというべきである。」

本件では、被告の価格設定に公正競争阻害性はないとして、24条に基づく差止めは認められないと判示

(株)関野商事ほかによる差止請求訴訟事件(平成17年4月27日東京高裁判決)

「…独占禁止法の目的にかんがみれば、同一市場における競争事業者間の小売価格の競争において、非効率、非能率的な事業活動を改善できない事業者が徐々に顧客を失い競争から脱落することはやむを得ないことであるから、問題とされる事業者(行為者)の地域又は相手方により異なる価格の設定が、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるものとして、その方法自体の中に公正競争阻害性が認められるというためには、企業努力の成果としての良質廉価な商品又は役務の提供により顧客を獲得しようとする能率競争の限界を超えた価格政策により競争事業者を排除しようとしているものと認められることが必要であるといわなければならない。(中略)

そして、能率競争の限界を超えた価格政策により競争事業者を排除しようとしているものと認めるべき不当な力の行使とは、既に一定の市場において大きなシェアを占め、強大な競争力を有していると認められる事業者が、その力を背景として、地域又は相手方により価格に大きな差を設ける方法によって、ねらう市場の競争事業者から顧客を奪取し、その市場の支配力を強めることにより、市場の競争を減殺しようとするなどの場合を言うものと解するのが相当である。(中略)

上記のような公正競争阻害性(不当な力の行使)の認定に当たっては、市場の構造ないし動向、行為者の市場における地位(マーケットシェア)、行為者の競争事業者との供給コストの差及び価格差を設けた行為者の主観的意図等を総合的に勘案して判断すべきものである。(中略)

不当廉売に該当するような価格でない限り、顧客がより低価格かつ安心できるサービスを提供する事業者を選ぶのは当然のことであるし、独占禁止法が目的とするのもそのような競争であるから、価格の格差の合理性とか、競争事業者にとって長期には対抗し得ないおそれの有無とかは、公正競争阻害性の判断を左右する要素ではないというべきである。」

本件では、被告の価格設定に公正競争阻害性はないとして、24条に基づく差止めは認められないと判示

(株)中部読売新聞社に対する緊急停止命令申立事件(昭和50年4月30日東京高裁決定)

「...独占禁止法上一般に不公正な取引方法を構成するいわゆる不当廉売とは単に市場価格を下回るというのではなく、その原価を下回る価格をいうと解すべきところ、疎明資料によれば、なるほど被申立人の右の価格は一応その原価に対応するものであることが認められる。しかし、右原価なるものは、その大部分は被申立人のいわゆる企業努力によるものというよりは、被申立人が読売新聞社との業務提携による強大な援助をえているという特殊の事情に起因して定められているのであり、これなくしてはありえないものであることが明らかである。従って、このような特殊な要因に基づいて定められた原価は、右不当廉売の基準たるべき原価としては、そのまま是認することはできないものである。何となれば、独占禁止法上互いに競争関係にある事業者の一人がその物資等を提供する対価が不当に廉価であって不公正な取引方法に当たるかどうかを判断するに当たっては、その原価を形成する要因が、そのいわゆる企業努力によるものでなく、当然事業者の場合のみ妥当する特殊な事情によるものであるときは、これを考慮の外におき、そのような事情のない一般の独立の事業者が自らの責任において、その規模の企業を維持するため経済上通常計上すべき費目を基準としなければならないからである。この理は、巨大な資力を有する事業者が一定期間採算を度外視する圧倒的な廉価で、自己の商品を販売し、あるいは、ある事業者が一の業種による利益を投入して他の業種につき圧倒的な廉価で商品を提供する等により、当該市場において競争上優位に立とうとする場合、当該事業者としてはその全体の収支の上では損失はないとしても、この対抗を受ける他の競争業者の被る損害は甚大であり、公正な競争秩序が阻害されることは明らかで、独占禁止法は、このような競争手段を不公正なものとして禁止するのでなければ無意味に帰するから、これを不当対価としてとらえるのであって、その際、基準となるべきものは、あくまで、経済上通常要すべき費目によって算定されるべき原価でなければならないことを考えれば、おのずから明らかである。」

本件では、特殊な事情に基づいて通常の場合の原価を下回る廉価をもって競争することは公正な競争を阻害するものと判示。

日本食品(株)による損害賠償請求上告事件(平成元年12月14日最高裁判決)

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)19条は、事業者は不公正な取引方法を用いてはならないと定めているところ、同法2条9項2号は、右の不公正な取引方法に当たる行為の一つとして、不当な対価をもって取引する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものを掲げ、右規定を受け、昭和28年公正

取引委員会告示第 11 号の 5(以下「旧指定の 5」という。)により「不当に低い対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益を供給…(す)ること」が指定され、その後昭和 57 年同委員会告示第 15 号の 6(以下「一般指定の 6」という。)により旧指定の 5 が改正され、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、…他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」が指定されている(以下、これらの行為に対する独占禁止法上の規制を「不当廉売規制」という。)。このようなしくみによって不当廉売規制がされているのは、自由競争経済は、需給の調整を市場機構に委ね、事業者が市場の需給関係に適応しつつ価格決定を行う自由を有することを前提とするものであり、企業努力による価格引下げ競争は、本来、競争政策が維持・促進しようとする能率競争の中核をなすものであるが、原価を著しく下回る対価で継続して商品又は役務の供給を行うことは、企業努力又は正常な競争過程を反映せず、競争事業者の事業活動を困難にさせるなど公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれが多いとみられるため、原則としてこれを禁止し、具体的な場合に右の不当性がないものを除外する趣旨で、旧指定の 5 にいう「不当に」ないし一般指定の 6 にいう「正当な理由がないのに」との限定を付したものであると考えられる。そして、その根拠規定である独占禁止法 19 条の趣旨も、公正な競争秩序を維持することにあるのであるから、右の「不当に」ないし「正当な理由がないのに」なる要件に当たるかどうか、換言すれば、不当廉売規制に違反するかどうかは、専ら公正な競争秩序維持の見地に立ち、具体的な場合における行為の意図・目的、態様、競争関係の実態及び市場の状況等を総合考慮して判断すべきものである。」

本件では、被上告人の行為は公正な競争を阻害するものではないと判示。

一般指定10項 / 抱き合わせ販売

東芝エレベータテクノス(株)に対する損害賠償請求控訴事件(平成5年7月30日大阪高裁判決)

「本件各部品とその取替え調整工事とは、それぞれ独自性を有し、独立して取引の対象とされている。そして、その安全性確保のための必要性が明確に認められない以上、このような商品と役務を抱き合わせでの取引をすることは、買い手にその商品選択の自由を失わせ、事業者間の公正な能率競争を阻害するものであって、不当というべきである。」

一般指定11項 / 排他条件付取引

(株)東洋精米機製作所による審決取消請求事件(昭和59年2月17日東京高裁判決)

「いわゆる排他条件付取引が正当な理由がないものとして昭和28年公正取引委員会告示第11号不公正な取引方法7に該当すると言い得るためには、それが行為者と競争者との間における公正な競争を阻害するおそれがあると認められることが必要であり、(中略)、右の公正競争阻害性の有無は、結局のところ、行為者のする排他条件付取引によって行為者と競争関係にある事業者の利用しうる流通経路がどの程度閉鎖的な状態におかれることとなるかによって決定されるべきであり、一般に一定の取引分野において有力な立場にある事業者がその製品について販売業者の中の相当数の者との間で排他条件付取引を行う場合には、その取引には原則的に公正競争阻害性が認められるものとみて差し支えないであろう。」

本件では、審決の基礎となった事実を立証する実質的証拠を欠くとして、事件が公正取引委員会に差し戻された。

(株)富士喜本店による地位確認等請求上告事件(平成10年12月18日最高裁判決)

「独占禁止法19条は、「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」と定めているところ、同法2条9項4号は、不公正な取引方法に当たる行為の一つとして、相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものを掲げ、一般指定の13により、「相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。」(拘束条件付取引)が指定されている。このように拘束条件付取引が規制されるのは、相手方の事業活動を拘束する条件を付けて取引すること、とりわけ、事業者が自己の取引とは直接関係のない相手方と第三者との取引について、競争に直接影響を及ぼすような拘束を加えることは、相手方が良質廉価な商品・役務を提供するという形で行われるべき競争を人為的に妨げる側面を有しているからである。しかし、拘束条件付取引の内容は様々であるから、その形態や拘束の程度等に応じて公正な競争を阻害するおそれを判断し、それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、初めて相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものというべきである。そして、メーカーや卸売業者が販売政策や販売方法について有する選択の自由は原則として尊重されるべきであることにかんがみると、これらの者が、小売業者に対して、商品の販売に当たり顧客に商品の説明をすることを義務付けたり、商品の品質管理の方法や陳列方法を指示したりするなどの形態によって販売方法に関する制限を課することは、それが当該商品の販売のためのそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、他の取引先に対しても同等の制限が課せられている限り、それ自体としては公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれではなく、一般指定の13にいう相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものではないと解することが相当である。」

本件では、被上告人による対面販売の義務付けは、一般指定の13にいう相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものということとはできないと判示。

和光堂(株)による審決取消請求事件(昭和50年7月10日最高裁判決)

「…一般指定八は、「正当な理由がないのに、相手方とこれから物資の供給を受ける者との取引を拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること」を不公正な取引方法の一つと定めているが、公正な競争を促進する見地からすれば、取引の対価や取引先の選択等は、当該取引当事者において経済効率を考慮し自由な判断によって個別的に決定すべきものであるから、右当事者以外の者がこれらの事項について拘束を加えることは、右にいう「取引」の拘束にあたることが明らかであり、また、右の「拘束」があるというためには、

必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず、それに従わない場合に経済上なんらかの不利益を伴うことにより現実にその実効性が確保されていれば足りるものと解すべきである。」